

京都市告示第485号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年12月26日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
上賀茂経211号線	北区上賀茂本山341番地の1地先内	旧	メートル 66.20	メートル 13.05 ~ 23.95
		新	66.20	12.90 ~ 25.00
平野緯30号線	北区平野上柳町28番地の18地先から 同町26番地の75地先まで	旧	42.50	5.99 ~ 6.00
		新	42.50	6.00 ~ 6.16
綾小路通	中京区壬生高樋町36番地の29地先から 同町36番地の5地先まで	旧	47.30	2.83 ~ 3.02
		新	47.30	2.98 ~ 9.00
七本松通	中京区壬生高樋町36番地の1地先から 同町36番地の23地先まで	旧	32.40	4.69 ~ 4.98
		新	32.40	4.97 ~ 6.00
山科西野経15号線	山科区西野小柳町77番地の1地先から 同町77番地地先まで	旧	19.00	2.27 ~ 2.94
		新	19.00	2.27 ~ 3.60
山科西野経16の1号線	山科区西野小柳町77番地の1地先内	旧	6.20	1.82 ~ 2.60
		新	5.00	1.82 ~ 2.60

嵯峨経1号線	右京区嵯峨広沢南下馬野町12番地の5地先から	旧	21.20	4.00 ~ 4.11
	同町16番地の2地先まで	新	21.20	4.00 ~ 6.00
嵯峨経176号線	右京区嵯峨観空寺久保殿町3番地の10地先から	旧	37.50	4.40 ~ 4.63
	同町3番地の2地先まで	新	37.50	4.43 ~ 6.00

(建設局土木管理部道路明示課)